

独立した監査法人の検証報告書

平成19年2月20日

外務省
国際協力局
無償資金・技術協力課長 和田充広 殿

監査法人 トーマツ

代表社員 公認会計士 品田和之 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 関川正 印

当監査法人は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までに外務省が実施した無償資金協力における契約認証業務の、「無償資金協力に係る契約認証審査基準（経協無償業務第27号、平成16年3月31日）」（以下「契約認証審査基準」という。）に対する準拠性について検証を実施した。これら契約認証業務を実施する責任は外務省にある。当監査法人の責任は、当監査法人の検証を基礎として、これらの契約認証業務の契約認証審査基準に対する準拠性についての意見を表明することにある。なお、契約認証審査基準は、平成18年6月5日及び平成18年8月14日に改定されているが、その内容は、用語の統一や組織変更による部局名の変更に係るものであり、契約認証業務に実質的な影響を及ぼすものではない。

当監査法人は、外務省が実施した無償資金協力における契約認証業務が、すべての重要な点において契約認証審査基準に準拠していたかについて意見を表明するため、国際保証業務基準3000に準拠して検証を実施した。検証は、試査を基礎として行われ、契約認証業務が契約認証審査基準に準拠していることを裏付ける証拠を確かめること、その他当監査法人が必要と判断する手続を実施することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

契約認証とは、無償資金協力における被援助国政府と本邦契約企業との間の契約が、交換公文（E/N）により合意されたところに適合するか否かを外務省が審査・確認することである。外務省国際協力局無償資金・技術協力課は、契約認証を適切に実施するため、契約認証審査基準を自ら定め、それに準拠して契約認証を実施することとしている。当監査法人が実施した契約認証業務に関する検証は、この契約認証業務の契約認証審査基準に対する準拠性を確かめるものである。よって、当監査法人が実施する検証は、無償資金協力における被援助国政府と本邦契約企業との間の契約自体の妥当性を保証するものではない。

検証の結果、当監査法人は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までに外務省が実施した無償資金協力における契約認証業務が、すべての重要な点において契約認証審査基準に準拠しているものと認める。

以上